

鹿児島工業高等専門学校教学 I R 室規則

(設置)

第 1 条 鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、教学 I R 室を置く。

(目的)

第 2 条 教学 I R 室は、本校の置かれている現状について学生情報を用いて分析を行い、理解しやすい形で可視化し、教育改善等に資する学校的意思決定を支援することを目的とする。

(業務)

第 3 条 教学 I R 室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教育・学修に関する目標達成のための、入学者選抜及び教務に係る学生情報（以下「学生情報」といい、前条において同じ。）を用いた分析及び可視化に関すること。
- (2) 前号の分析結果のカリキュラムマネジメント及びエンロールマネジメント等への活用方法の検討に関すること。
- (3) その他教学 I R に関し、校長が必要と認めたもの。

(組織)

第 4 条 教学 I R 室に、次に掲げる室員をもって組織する。

- (1) 室長
 - (2) 副室長
 - (3) その他校長が必要と認める職員
- 2 前項の室員に関し必要な事項は、鹿児島工業高等専門学校教員内部組織規程に定めるところによる。

(任期)

第 5 条 室長、副室長及び室員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。
2 前項の者に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(任務)

第 6 条 室長は、教学 I R 室の業務を総括する。
2 副室長は、室長を補佐し、室長不在のときは、その職務を代行する。
3 室員は、室長又は副室長の命を受け、教学 I R 室の業務を処理する。

(室員以外の者からの助言等)

第7条 第3条各号に掲げる業務を行うにあたり、室長が必要と認めた範囲の業務について、室員以外の者から助言等を求めることができる。

(教学IR室会議)

第8条 教学IR室の運営及び業務等に関する事項について、協議、審議及び報告を行うため、鹿児島工業高等専門学校教学IR室会議（以下「教学IR室会議」という。）を置く。

- 2 教学IR室会議は、第4条第1項各号に掲げる者をもって組織する。
- 3 教学IR室会議に議長を置き、室長をもって充てる。
- 4 議長は、教学IR室会議を招集する。
- 5 議長に事故があるときは、構成員のうちから議長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。
- 6 室長が必要と認めたときは、教学IR室会議に構成員以外の者の出席を求め意見を聴取することができる。

(学生情報の収集及び分析)

第9条 学生情報の収集及び分析は、校長又は副校長の指示により、室長が行うものとする。

(学生情報の管理)

第10条 教学IR室は、前条に基づき収集した学生情報について、本校の関連する規則等の定め及び校長の指示に従い、適正に管理しなければならない。

- 2 収集した学生情報における個人情報の取扱いは、独立行政法人国立高等専門学校機構個人情報管理規則及び鹿児島工業高等専門学校個人情報保護管理等に関する申合せの定めるところによる。
- 3 本校の諸規則により守秘義務を課す学生情報の取扱いは、当該諸規則の定めるところによる。

(学生情報の利用等の制限)

第11条 第9条に基づき収集した学生情報は、校長又は副校長が特に必要と認める場合を除き、第3条各号に掲げる業務以外に用いてはならない。

- 2 教学IR室は、第3条第1号の分析結果について、校長又は副校長が特に必要と認める場合を除き、分析依頼を行った者以外に提供してはならない。

(守秘義務)

第12条 室長、副室長、室員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

また、その職を退いた後も同様とする。

2 前項の規定は、第7条の規定に基づき助言等を行った者及び第8条第6項の規定に基づき教学IR室会議に出席した者に対しても適用するものとする。

(事務)

第13条 教学IR室に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、教学IR室に関する必要な事項は、別に定める。

附則

1 この規則は、令和5年12月6日から施行する。